

令和5年度 灘区地域文化資源保存活動補助金

募集のご案内

- 補助対象期間：令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）
- 申請受付期間：令和5年7月1日（土）から令和5年12月22日（金）

灘区内に伝わる地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民族芸能等の伝統文化に関する物的資源（以下「地域文化資源」という。）のうち、市並びに国、県及び関係部局の指定、支援を受けているもの（予定含む）を除いたものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じることにより、地域活動の担い手育成のきっかけとするとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的としています。

お申し込み・お問合せ先

灘区 総務部地域協働課 地域活動担当
〒657-8570 灘区総務部 地域協働課（住所不要）
TEL：078-843-7001（内線：236）

1. 補助対象者

宗教活動、政党活動又は営利を目的としない団体で、地域住民で組織された団体又は灘区内に活動拠点がある市民活動団体。

2. 補助対象となる地域文化資源

市並びに国、県及び関係部局の指定や支援を受けているもの（予定含む）を除いたもので、対象経費に対して民間を含めた補助金・助成金を受けていない（予定含む）もの。（寄付や分担金を除く。）

《対象とならない地域文化資源》

- (1) 神社・仏閣等の建造物等の新築や修理
- (2) 日常作業で行うような維持管理作業（草むしり等）
- (3) 地域文化資源のお祭り等を通して広く区民に公開することが困難と認められるもの
- (4) 過去5年以内に他区を含めて本助成に採択されているもの。また、同一年度内に、他区において同一の地域文化資源に対して申請を行っているもの
- (5) 地域文化資源としての活動が概ね50年に満たないもの
- (6) 地域文化資源が個人所有となるもの
- (7) 区長が不適切と認めるものや、その他当該補助事業の趣旨に適合しないもの

3. 活動の補助対象期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）

※複数年事業は対象外

4. 補助金の額

予算の範囲内で、総事業費の2分の1以内（ただし、限度額50万円）

5. 補助対象経費

令和5年度内に実施する地域文化資源の保存活動に要する経費のうち、

- (1) 地域文化資源の補修、修理、復旧、購入に要する経費
- (2) その他、当該補助事業の目的に合致し、区長が必要と認める経費

6. 申請受付

●受付期間

令和5年7月1日(土)から令和5年12月22日(金)

※土・日・祝休日を除く、9時から17時まで。

●提出先

灘区総務部地域協働課地域活動担当

(灘区桜口町4丁目2番1号 灘区役所4階)

●その他

- ・受付は先着順とします。
- ・窓口又は郵送での提出とします。※郵送の場合、令和5年12月22日必着
- ・申請書提出後、電話での問い合わせ、申請書類の修正や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・詳しくは区 HP または表紙の宛先へお問合せ下さい。

http://www.city.kobe.lg.jp/c63604/kuyakusho/nadu/chikatsu/chiikibunka_hozonkatudo.html



灘区地域文化資源保存活動補助金

検索

7. 提出書類一覧

指定様式がない書類は、任意様式とします。

申請のとき
(1) 補助金交付申請書(様式第1号) (2) 構成員名簿 (3) 規約又は定款等 (4) 地域文化資源の補修, 修理, 復旧, 購入内容の分かる資料 (5) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 (6) 見積書の写し (7) 地域文化資源を使用している様子が分かる資料(写真等) (8) 返信用定型封筒(住所、氏名記入済みのもの) ※84円分の切手要貼付
活動計画変更のとき
(1) 補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号) (2) 事業計画書【変更後】(変更内容のわかる資料) (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類【変更後】 (4) 見積書の写し【変更後】 (5) 返信用定型封筒(住所、氏名記入済みのもの) ※84円分の切手要貼付

活動報告のとき

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類(写真等)
- (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 領収書等の写し
- (5) 返信用定型封筒(住所、氏名記入済みのもの) ※84円分の切手要貼付

補助金請求のとき

- (1) 補助金請求書(様式第10号)
- (2) 通帳の写し(表紙及び支店名・口座番号・名義人のフリガナが明記されたページ)
- (3) 受領委任状(様式第12号) ※必要に応じて

8. 交付の決定方法

- (1) 申請いただいた書類をもとに審査を行います。なお、必要な場合は、審査委員会で審査を行い、必要性・公益性・効果等について審査員の意見を聞いて区長が採択団体を決定します。
- (2) 採択となった団体には、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知します。また、不採択となった団体には、理由を付して、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知します。

9. その他

- (1) 団体の概要や地域文化資源について、随時調査させていただきます。
- (2) 虚偽の申請があった場合等には、補助金交付を取り消す場合があります。
- (3) 灘区に提出された各種申請書については、個人情報保護の対象となる部分を除き公開される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 採択された地域文化資源については、灘区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。